

1. 令和5年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年6月12日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第60号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第61号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第62号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第63号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第64号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程8 議案第65号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程9 議案第66号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程10 議案第67号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設ほか2施設）
- 日程11 議案第68号 工事請負変更契約の締結について（市道鍛冶屋洞線災害復旧（第2期）工事）
- 日程12 議案第69号 物品売買契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入）
- 日程13 議発第4号 議員派遣について
- 日程14 報告第3号 令和4年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程15 報告第4号 令和4年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程16 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程17 議報告第5号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程18 議報告第6号 諸般の報告について（委員派遣の承認）
- 日程19 議報告第7号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番 本田 教 治

3番 田 代 まさよ

4番	田中義久	5番	蓑島もとみ
6番	三島一貴	7番	森藤文男
8番	原喜与美	9番	野田勝彦
10番	山川直保	11番	田中やすひさ
12番	森喜人	13番	田代はつ江
14番	兼山悌孝	15番	尾村忠雄
16番	渡辺友三	17番	清水敏夫
18番	美谷添生		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

2番 長岡文男

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	河合保隆
総務部長	加藤光俊	市長公室付部長	三輪幸司
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係長	三島栄志		

◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和5年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

本日の欠席議員は2番 長岡文男議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 田中義久議員、5番 蓑島もとみ議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る6月5日の議会運営委員会において御協議を頂いております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月30日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月12日から6月30日までの19日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長から御挨拶を頂きます。

市長、お願いいたします。日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

令和5年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に5月臨時会以降の出来事等について若干報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、去る5月17日水曜日、第136回東海市長会通常総会に出席するため、静岡県沼津市を訪問いたしました。

この総会は、東海4県の市長が一堂に会し、当面する諸問題及び国への提案事項等について協議するものであり、春と秋の年2回各県持ち回りで開催されます。

地方創生の取組をはじめ、行政のデジタル化やカーボンニュートラル社会に向けた対策等、いずれの市も同様の課題を抱え、意見交換、情報共有等を行ったところであります。

また、会議後には、市のスポーツ施設や沼津港を視察いたしました。

なお、この総会において、今年の秋の東海市長会議は郡上市で開催することが決定されました。10年前の平成25年に続き2回目の開催となります。

今年度は、郡上市にとって合併施政施行20年を迎える節目の年でもあり、都市自治体として歩んできた郡上市の姿をお示しできるよう、目下、準備を進めているところであります。

次に、去る6月4日日曜日、第73回全国植樹祭に岐阜県緑化推進委員会の理事長として出席するため、岩手県陸前高田市を訪問いたしました。

全国植樹祭は、森林に対する国民的理解を深めるための国土緑化運動の中心的な祭事であり、天皇皇后両陛下の御臨席の下、開催されております。今回は久しぶりに現地の会場に御臨席になった両陛下によるお手植え、お手播きをはじめ、参加者による記念植樹などが行われました。

また、今回の植樹祭は東日本大震災の甚大な被害から復興する姿と国内外からの支援に対する感謝の気持ちを伝えることも趣旨とされており、会場となりました高田松原津波復興祈念公園。この祈念公園の「祈念」は「祈る」という字を書いた祈念公園でございますが、この祈念公園では豊かな森林環境の継承と併せ、被災地のさらなる復興を願う式典等が開催され、改めて災害への備えと対策の重要性を考える機会ともなりました。

今は人工的な手を加えてモニュメントとして保存されているあの奇跡の一本松や、被災当時のままだに残されている建物、いわゆる災害遺構が震災や津波の教訓を参加者に生々しく強く訴えかけておりました。

3点目でございますが、最後に、郡上おどり、白鳥おどり及び白鳥の拝殿踊りの開催についてであります。去る6月1日木曜日に4年ぶりに通常開催となる郡上の踊りについて、各主催団体による記者発表が行われました。

コロナ禍の3年間は開催事態を見合わせたり、踊りの日程や時間の一部縮小を行ったりしなければならぬ事態となりました。この間、踊り関係者及び地元の皆様には踊りのオンライン配信やS

NSによる情報発信、また、昨年は大規模な感染予防対策を講じるなど、踊りのまち、郡上のにぎわいを絶やさないよう尽力いただきました。

こういったお取組があつてこそ、今年の通常開催には、以前にも増して多くの踊りファンが来訪いただけるものと期待をいたしております。

7月に入りますと次々に発祥祭が催され、踊りが開幕いたします。9日日曜日には白鳥の拝殿踊り、15日土曜日には郡上おどり、そして白鳥おどりは22日土曜日の予定であります。

郡上の踊り文化の継承と発展に尽力いただいております全ての皆様への感謝の思いを新たに、4年ぶりに通常開催となる踊りが安全かつ無事に開催されますよう、各主催団体とともに努めてまいります。

以上3点にわたり御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、概要を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は全部で10件であり、条例の改正に関するものが4件、令和5年度補正予算関係が2件、その他4件であります。

初めに条例関係であります。議案第60号は郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

人事院が定める新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の廃止に伴い、郡上市においても感染症防疫等作業手当を廃止しようとするものであります。

議案第61号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の均等割に合わせて賦課徴収する国税である森林環境税の創設など、24項目にわたり所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第62号は、郡上市火災予防条例の一部改正についてであります。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、対象火気器具等の定義等について所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第63号は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部改正であります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除に係る要件の期限を2年間延長しようとするものであります。

次に予算関係であります。

議案第64号及び議案第65号は、令和5年度郡上市一般会計及び郡上市病院事業会計の予算の補

正をお願いするものであります。

一般会計の歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した4つの事業を掲げています。

まず、1つ目は、農家への支援策として、農業の継続に向けた農作物次期作支援事業に2,895万円。

2つ目は、畜産農家の支援策として、飼育数に応じ飼料代を支援する畜産経営緊急支援事業に3,499万5,000円。

3つ目は、法人及び個人事業者を対象に6月から8月の夏季3か月の光熱費支援を行う新型コロナウイルス商工緊急対策事業に1億2,677万円。

4つ目は、小・中学校及び幼稚園・保育園の給食費及び保育料2か月分の無償化事業として、これに関連する4事業に歳出増による措置分として850万7,000円を計上いたしました。

なお、この給食費及び保育料の2か月分の無償化は、ただいま申し上げました歳出分による措置分のほかは、後に述べますように、既に歳入として計上している保護者からの給食費負担金、保育料を2か月分減額し、その分を地方創生臨時交付金と市の一般財源によって入れ替える、つまり財源更正をするものであり、その保護者負担の軽減規模は3,900万円余となるものであります。

このほか、新型コロナウイルスワクチン接種の臨時接種期間の延長と接種回数の増加に伴う経費として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に4,000万3,000円、郡上おどりのユネスコ無形文化遺産登録に伴う記念祭事として、郡上おどり i n トロントを開催するために、日本一の踊りのまち郡上推進事業に476万5,000円、今年5月に発生した豪雨災害に伴う林道復旧工事等に係る単独災害復旧事業林業用施設及び現年補助災害復旧事業林業用施設に合わせて4,850万円等、それぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これら歳出増に対する財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,968万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金及び補助金を合わせて4,000万3,000円、林業用施設災害復旧費補助金及び林業用施設災害復旧債を合わせて3,815万円等、それぞれ増額補正しようとするものであります。

また、所要の財源を確保するため、財政調整基金から6,769万1,000円及び郡上市ふるさと応援基金から2,485万円を繰り入れることとし、先ほども申し上げましたが、小学校等給食費無償化に係るコロナ臨時交付金等の充実に伴い、給食費負担金、保育料等、保護者の負担金を3,058万7,000円減額することとしました。

以上、歳入歳出それぞれ増加・減少要因等を総合いたしまして、歳入歳出それぞれ4億1,229万1,000円を追加補正しようとするものであります。

次に、郡上市市民病院事業会計では、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、本年5月8日

から病床確保事業の補助上限がおおむね半額に減額されたことを受け、同補助金の減額と療養病棟の再開による入院収益及び薬品費の増額補正をお願いするものであります。

また、これら、5類移行による一時的な資金不足に対応するため、一時借入金の限度額をこれまでの8億円からさらに4億円増額することを併せてお願いするものであります。

議案第66号から議案第69号までは、郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について、財産の取得及び処分について、工事請負変更契約並びに物品売買契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、令和4年度郡上市一般会計の繰越明許費繰越計算書、下水道事業会計の予算繰越計算書の報告並びに専決処分の報告がございます。議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和5年6月12日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

◎議案第60号から議案第63号までについて（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第60号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程6、議案第63号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） おはようございます。ありがとうございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第60号をお願いいたします。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、人事院が定める新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例、これは人事院規則の中で規定されているものでございますが、この廃止に伴い、感染症防疫等作業手当に関する規定を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

市では、これまで新型コロナウイルス感染症から市民の皆さんの生命及び健康を保護するため、市長が定める作業として、感染症の患者さん、また疑いのある方への診療や検査、検体採取、搬送などの業務に従事した職員には1日当たり3,000円を、感染症患者で重篤な方などに対する長時間にわたる治療や看護などの業務に従事した職員には1日当たり4,000円を支給してきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法でございますが、この位置づけが2類相当から5類感染症へと引き下げられ、これによって人事院規則で規定されている防疫等作業手当の特例が廃止されたことから、同規則に基づいて定めている本市の規定、下線部分になりますが、これを廃止しようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、附則を載せてございます。

施行期日でございますが、公布の日からとしております。

なお、5類感染症へ移行した5月8日以降については、条例に基づいて別途定めた支給対象作業の取決めを廃止いたしまして、この手当を支給しないこととしておりますので申し添えます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、説明申し上げます。

議案第61号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

議案書、青紙の次に新旧対照表の改正文がございます。資料を2つつけてございます。

本議会の場では、資料右上に「議案第61号資料1」と書かれた1枚物、横判の資料で御説明しますので御覧ください。

今般の改正内容は主に24項目でございます。資料は左から順に通し番号、改正する条の番号、主な改正内容、施行日を記載してございます。

初めに、一番上、第34条の9の改正です。配当割額、株式譲渡所得割額とは、株取引による収益に対する市県民税のことでございます。これに還付金が生じた場合、その金額を返金又は翌年度の市県民税等の未納金に充当することができます。令和6年度から森林環境税が導入されることに伴い、当該還付金を森林環境税に充当することができるようにするため、当該文言を追加する改正

でございます。

2番目は、給与所得者が事業所に提出する扶養申告等申告書について、前年に提出した申告書の内容に変更がない場合、令和7年1月1日以降はその旨を記載した申告書を提出することができることとなるため、当該規定を第2項として追加し、追加に伴う項ずれ等を改めます。

3番目、普通徴収による個人の市民税について、令和6年度からの森林環境税は均等割額と併せて賦課徴収する旨を第3項として追加いたします。

4番目は、森林環境税の賦課に伴う普通徴収における納税通知書の改正。

5番目は、給与からの特別徴収による個人の市民税について、均等割に森林環境税を含む旨の補足分を追加する改正等でございます。

6番目は、第46条の改正です。個人の市民税の特別徴収義務者が使用する納付書様式にeLTAX用の様式が追加されたため、本様式版を追加いたします。

なお、eLTAXとは地方税をインターネット経由で申告、納税できる仕組みでございます。

7番目の第47条と、1つ飛びまして9番目の47条の6は、第47条が給与所得者に関して、また、第47条の6は年金所得者に関して特別徴収において発生した過誤納付金を森林環境税に充当できるとする規定を追加する改正です。

8番目は、公的年金からの特別徴収による個人市民税について、均等割に森林環境税を含む旨の補足分を追加いたします。

10番目は、法人の市民税の申告納付における納付書様式にeLTAX用を追加する改正。

11番目は、市の調査によって発覚した法人市民税不足額の納付に際し、eLTAX用の様式が追加されたことによる様式の追加です。

12番目は、道路交通法に電動キックボードが定義されたことに伴う条文の整理です。

なお、電動キックボードの税額は、従前から年2,000円で課税されてございます。

ページを改めます。

13番目は、たばこ税の申告納付におけるeLTAX用納付書様式の追加です。

14番目は、市たばこ税の不足税額がある場合の納付におけるeLTAX用納付書様式の追加。

15番目は、附則第8条の改正です。

肉用牛の売却に際しては、1頭当たり100万円未満等の場合、事業所得に係る市民税所得割額を免除する特例がございます。

この特例は、令和6年度までの時限立法でございましたが、法律で令和9年度まで3年間延長されたことによる条文中の年度を改める改正です。

16番目は、条例に引用する法律条文が法改正に伴い削除されたため、引用する当該条文を削除いたします。

17 番目、附則第 10 条の 2 の改正です。本条では、地方団体が固定資産税に係る特例措置を条例で定めることができるわがまち特例と呼ばれる制度の特例割合を定めております。

今般の法律改正では、条例に引用する法附則第 15 条第 26 項が同条第 25 項に項ずれが生じたので、引用条項を改めます。

また、従来、条例で定めていた減額の割合が法律に定められたため、市の該当規定を削除する改正です。

18 番目は、燃費効率が高い軽自動車について、令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得した場合は、旧取得税に当たる環境性能割を課さないとする特例がございましたが、既に特例期間が満了していることから、条文を削除する改正でございます。

19 番目は、今ほど説明した 18 番目の改正で附則第 15 条の 2 がなくなりましたので、現行の第 15 条の 2 の 2 を繰り上げまして、第 15 条の 2 とする改正です。

20 番目は、1 つが附則第 15 条の 2 の改正。19 番目の改正で条の繰上げを行った後の附則第 15 条の 2 の改正は、環境性能割に関して、またもう一つの附則第 16 条の 2 の改正は種別割に関して国土交通大臣が行う燃費基準等の認定が自動車メーカーの不正行為による場合の不足税額に係る加算率を現行の 10% から 35% に改めます。

なお、当該不正行為による不足額加算金については、自動車メーカーが支払い義務を負うこととなります。

21 番目は、令和 12 年度の燃費基準の 55% 以上達成した車両に対する軽減措置が、令和 3 年 12 月 31 日をもって失効しているため、規定を削除するものです。

22 番目は、附則第 16 条改正です。軽自動車税は、電気自動車あるいは燃費効率が良い車などは税への軽減措置が講じられております。

この措置は、将来的には電気自動車のみとなりますが、今般は段階的に軽減措置を廃止する改正です。令和 9 年度には電気自動車のみが軽減の対象となる見込みでございます。

23 番目の附則第 16 条の 2 は、22 番目の改正に伴い、引用する項のずれを改めます。

24 番目は、附則第 17 条の 2 の改正で、令和 5 年度分までの個人市民税に限り、有料住宅地の造成事業に係る土地の譲渡所得に対しては個人市民税の所得割が軽減される特例がございます。この特例期間を、令和 8 年度まで 3 年間延長する改正でございます。

改正文中の附則におきましては、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用すること、また、改正条文ごとの施行日と経過措置を定めております。

なお、資料 2 で今ほど説明した内容をより詳しく記載してございますので、お見通しいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、議案第 62 号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

議案第 62 号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案の理由でございますが、消防法の施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

1 枚めくっていただきますと、火災予防条例の一部改正をする条例の新旧対照表がございます。

それでは、資料を添付してございますので、この対照表に基づく概要を説明させていただきます。右上に「令和 5 年第 3 回定例会資料」という文言が書いてある資料を御覧いただきたいと思います。

郡上市火災予防条例の一部改正の概要といたしましては、改正理由は先ほど述べたとおりでございます。

2 番目に主な改正点とありますが、大きな改正点は 2 点ございます。

1 点につきましては、急速充電設備に関する事項でございます。この 1 番の急速改正事項の中で、さらに 4 点ほどポイントがございますが、アといたしましては、急速充電設備の定義として、急速充電設備の充電対象を拡大するものでございます。

これは、現在、普及しております電気自動車以外にも、大型のバスやトラック、航空機などを今後普及されることを予想されるため、これらを対象といたすところでございます。

次に、急速充電設備の全出力の上限 200 キロワットを撤廃するというところでございます。

これにつきましては、現在 200 キロまでにつきましては、急速充電設備ということで対応させていただいているところですが、200 キロ以上のものにつきましては、変電設備となります。変電設備となりますと充電設備のところに入る人などが限定され、一般的には普及されないため、この 200 キロワットの上限を撤廃するものでございます。

次に、分離型の急速充電設備につきましては、充電ポストを含むということでございます。

次に、イとしまして充電ポストの取扱いでございますが、建築物からの隔離距離を保つことを除外するというところで、従来は 3 メートルの隔離距離がありました。これを撤廃するものでございます。

次に、「筐体を金属製の不燃物で造らなければならないことから」を除外いたします。

ウとしまして、緊急停止装置の設置ということで、緊急停止装置を設ける場所を明確化するというところで、充電ポスト等に置きまして緊急停止をしなければならないような状態になったときには、

その停止装置の設置場所を明確化することが求められるようになりました。

エとしまして、蓄電池の内蔵ということで「保安のための蓄電池は内蔵する蓄電池に講じなければならない措置」ということがございましたが、これを除外するものです。また、「充電ポストに蓄電池を内蔵してはならない」ということになりましたので、これを改正するものです。

主な改正点2点としましては、喫煙等に関する事項ということで「健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は喫煙所と表示した標識を設置しなくてもよい」ということが追加されました。

また、標識と併せて、禁煙、火気厳禁、喫煙所と表記した図記号を国際標準化機構又は日本産業規格に適合されるということでございます。

資料を1枚めくっていただきますと、現在の状況と充電設備の今後改めるものが図のようになっておりますので、お目通しをお願いします。

また、図記号につきましても、火災予防条例と国際標準化機構、日本産業規格、こちらのほうにも見比べができるように表示してありますので、お目通しをお願いいたします。

施行期日及び経過措置につきましては、公布の日から施行することといたします。

ただし、第11条の2第1項の改正規定及び事項の規定は、令和5年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、議案第63号をお願いいたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正の施行に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございますが、その次に説明資料をつけておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

右肩に議案第63号資料というものでございます。条例の主な内容のところを御覧いただきたいと思います。

まず1点目、この地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律につき

ましては、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような地域経済牽引事業を支援することで地域経済の発展に資することを目的とされております。

国の基本方針に基づき、市町村、都道府県は基本計画を策定し、国が同意するものでありまして、民間事業者等はその基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認するものでございます。

郡上市では、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的に、この同意された基本計画に基づく事業のための施設を設置したものに對しまして、総務省令であります、第3条により固定資産税の特例、3か年度分に限り免除を定めており、その対象業種は地域経済牽引事業として認められる事業で、全ての業種が対象となります。

次に2点目ですが、このたび、国は地域経済がウクライナ情勢等により、エネルギー価格や原材料費の高騰等の厳しい経済状況に直面する中で、引き続き、高い付加価値を生み出す設備投資を促進する観点から、地域経済牽引事業の適用期限を省令の一部改正によって2年間延長したものであります。このことに伴い、下段であります、市条例においても条例第2条の固定資産税の課税免除について、その適用期限を令和5年3月31日から2年間延長して、令和7年3月31日に改めるものでありますので、よろしくお願いたします。

なお、この条例の施行期日は公布の日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第64号及び議案第65号について（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程7、議案第64号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第2号）及び日程8、議案第65号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第64号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について、議案第65号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

一般会計の補正予算書1ページを御覧ください。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,229万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億3,739万3,000円とする。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正は変更です。国庫補助金の内示等に伴いまして事業費に合わせて記載の額を変更いたします。

記載の目的欄、補助災害復旧事業の右側に行きまして、補正後の欄の限度額7,990万円に変更いたします。1,590万円の増です。

下に参りまして、一般単独事業のさらに緊急防災・減災事業につきましては、4,240万円に変更いたします。150万円の増です。辺地対策事業は補正後の欄、4億6,020万円に変更し、1,230万円の増。過疎対策事業は18億4,620万円に変更し、2,350万円の増です。限度額の合計としましては27億9,960万円、全体で5,320万円の増です。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。一般会計は以上でございます。

次に、病院事業会計の補正予算書をお願いします。

1ページをお願いします。

第1条です。令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第3条へ飛びます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款郡上市市民病院事業収益を34万3,000円増額し、34億4,536万円とします。

医業収益と医業外収益の内訳はそれぞれ補正予定額欄に記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款郡上市市民病院事業費を右側に行って34万3,000円増額し、34億4,536万5,000円とします。

内容は、医業費用でございます。

第4条、一時借入金につきまして、予算第6条中、8億円を12億円に改める補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第64号及び議案第65号の2議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 64 号及び議案第 65 号の 2 議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第 64 号及び議案第 65 号の 2 議案につきましては、会議規則第 44 条第 1 項の規定により、6 月 13 日午後 4 時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第 64 号及び議案第 65 号の 2 議案につきましては、6 月 13 日午後 4 時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第 66 号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 9、議案第 66 号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第 66 号をお願いいたします。

議案第 66 号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

過疎対策につきましては、郡上市過疎地域持続的発展計画を策定いたしまして、市内全域を対象として各種事業を進めております。この計画について、事業の追加・中止を行おうとする場合や、目的、達成状況の評価に関する事項を変更しようとする場合など、計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、議会の議決を得た上で、変更後の計画を主務大臣宛てに提出しなければならないとされております。

今般、事業計画の見直し等によって議決が必要な変更が生じたので、議案として提出させていただきました。

青紙をおめくりいただきますと変更後の計画書をつけておりますが、本日は、さらにその後ろに参考資料を別冊でつけておりますので、そちらで説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

参考資料の2ページをお願いいたします。

ここからが新旧対照表となりますが、表中、左側が変更後、右側が変更前でございます、下線部が変更点となります。今回の変更では、文言の修正や事業の進捗に合わせた事業内容の修正など、軽微な変更も多く行っておりますので、主要なものを抜粋して御説明させていただきたいと思っております。

初めに2ページでございます。

第1章基本的な事項の変更点となりますが、市の概況を示す記述の中で白鳥地域になりますけれども、中部縦貫自動車道の事業進捗に合わせてインターチェンジの名称を修正いたしております。

中ほどより下は、第2章移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の変更点となります。

おめくりをいただきました3ページに、地域おこし協力隊に関する記載がありますが、これまで「協力隊」「実践隊」の両方の名称を使っていたことから、当計画ではこれらを総称して「地域おこし協力隊」としておりました。

本年度からは、全地域を過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎ソフト事業でございますが、こちらにおいて、地域おこし実践隊として対応するをいたしましたことから実践隊に関する記述を追加するものでございます。

4ページを御覧ください。

第3章産業の振興のうち、商工業に関する計画となります。

現在進めております美並地域における大矢元工業団地の整備に係る計画を追加するものでございます。本文中の記述の修正とともに、おめくりをいただきました5ページでは、表左側の中ほどに（5）企業誘致をいたしまして事業を追加し、工業団地造成などを加えるものでございます。

また、6ページの（10）過疎地域持続的発展特別事業、過疎ソフト事業でございますが、大和地域における地域の魅力活用事業、白鳥地域における白鳥地域観光事業推進体制づくり事業の追加を行っております。

7ページ、8ページを御覧ください。

第5章交通の整備、交通手段の確保のうち、（1）交通施設に係る計画の変更となります。福井県側で進められております中部縦貫自動車道の事業進捗に合わせ、インターチェンジの名称等を修正するほか、濃飛横断自動車道においても、国の権限代行による事業化等を踏まえて記述の修正を行っております。

8ページの下段からは事業計画表となりますが、整備の必要な路線の追加など、事業内容の修正を12ページまでにわたって行っておるところでございます。

12ページを御覧いただきたいと思っております。

第6章生活環境の整備に関する変更となります。

初めに、(3)火葬場(斎苑)についてでございますが、老朽した施設の長寿命化を図るために施設の改修の計画を新たに加えるものでございます。

また、おめくりいただいた13ページでは、(6)災害対策として、急務となっております土砂災害への対応のため、急傾斜地の崩壊を防ぐ対策工事や老朽化対策工事などを新たに計画に加えます。

これらの点につきましては、おめくりいただきまして、16ページの事業計画表の中ほど、少し下になりますけれども、(4)火葬場として南部斎苑の改修事業を、さらにおめくりいただいた17ページでは8のその他として急傾斜地崩壊対策事業を追加しております。

18ページを御覧ください。

中ほど下のところでございますが、第7章子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進に係る変更となります。

ここでは、本文中の変更はございませんが、事業計画表に(1)児童福祉施設といたしまして児童館の整備、はちまん児童館の改修を加えました。

さらにおめくりをいただきたいと思いますが、20ページをお願いいたします。

ここからは、第9章教育の振興に関する変更となります。

初めに、(1)幼児教育は、子どもたちが安全で快適な環境で活動ができるよう、施設の老朽化対策や空調整備などの施設整備のほか、教材・教具の整備を新たに加えるものでございます。

また、おめくりをいただきまして、21ページの(2)小・中学校教育では、安全で確実な給食の配送を目的に、給食配送車の更新を計画に加えます。これらの点は、下の事業計画表にもアンダーラインのとおり追記をいたしました。

おめくりをいただいて、24ページをお願いしたいと思います。

24ページ、一番上、最上部の表でございますが、第10章集落の整備の事業計画表になります。

事業内容に、関係人口の増加やコミュニティの活性化などを目的とし、高鷲地域における移住・定住地域の担い手づくり推進事業を加えております。

さらに、中ほどからは、第14章過疎地域持続的発展特別事業、過疎ソフト事業を再掲している表となります。

これまで申し上げました、地域おこし実践隊に関する記述の追加や、大和、白鳥、高鷲地域のソフト事業の追加などについて、この表においても同様の修正を行っているところでございます。

最後に、27ページから30ページについてでございます。

参考といたしまして、施策区分別、事業ごとの概算事業費の集計を載せております。

30ページの一番下のところに総合計を記載しております。

令和3年度から7年度までの5年間の合計で、変更後、約310億9,300万円と、変更前に比べて

約 23 億 3,800 万円の増。うち、過疎ソフト事業では、合計約 33 億 5,300 万円となり、変更前に比べて約 1 億 7,700 万円の増を予定しているところでございます。

なお、変更案につきましては、県との協議を経て本会議に上程しておりますことを申し添えます。以上でございますが、本議案につきまして、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
お諮りいたします。議案第 66 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 66 号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。
討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。
議案第 66 号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。
ここで暫時休憩をしたいと思います。10 時 40 分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午前 10 時 30 分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 10 時 40 分）

◎議案第 67 号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程 10、議案第 67 号 財産の取得及び処分について（家畜保護施設ほか 2 施設）を議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、議案第 67 号の説明をさせていただきます。

議案第 67 号 財産の取得及び処分について。

次の財産を取得及び処分することにつき、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

1、取得及び処分する財産の種類、①育成牛舎、②哺育牛舎、③農具庫。

2、取得及び処分する財産の所在、①郡上市八幡町有穂 90 番地 3、②は同じであります。③郡上市八幡町有穂 90 番地 2。

3、構造・規模、①鉄骨造平屋建て 1 棟、②、③も同様であります。

4、建築面積、①334.05 平方メートル、②190.21 平方メートル、③190.57 平方メートル。

5、財産の取得及び処分の予定金額、7,951 万 5,900 円。

6、取得契約の相手方、岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 12 号、岐阜県シンクタンク庁舎内、一般社団法人岐阜県農畜産公社、理事長 雨宮功治。

7、処分契約の相手方、郡上市明宝気良 1467 番地、郡上せせらぎ牧場合同会社、代表社員 山田義正。

8、財産の取得及び処分の目的、畜産担い手育成総合整備事業に係る取得及び処分によるものでございます。

以下、資料の方をつけさせていただいております。

毎回、御説明させていただいておりますけれども、こちらの事業につきましては、事業の制度上、一度、岐阜県の農畜産公社のほうで全ての事業を行いまして、その後、市がこの事業で取得及び建築等をいたしました財産を取得いたします。その後、有償で市から農家のほうへ譲り渡すという一連の流れとなっております。

それで、今回の育成牛舎でございますが、こちらにつきましては、3 か月以上、8 か月から 10 か月の牛を入れる、そうした施設でございますし、保育牛舎につきましては、生まれてからミルクをあげております 3 か月ぐらいまでの子牛を入れる施設ということでございます。

以下、スキーム等については図のようになっておりますので、よろしく願いをいたします。

説明については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会議日程に従い改めて行います。

◎議案第 68 号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 11、議案第 68 号 工事請負変更契約の締結について（市道鍛冶屋

洞線災害復旧（第2期）工事）を議題といたします。

説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第68号をお願いいたします。

工事請負変更契約の締結について（市道鍛冶屋洞線災害復旧（第2期）工事）。

次のとおり、工事請負変更契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の金額、変更前が5億1,590万円、変更後が5億4,855万2,400円、増額3,265万2,400円。

2、契約の相手方、郡上市白鳥町那留1502番地409、株式会社前田土木、代表取締役 前田守廣。

3、工事の場所、郡上市白鳥町那留地内。

4、変更の理由でございます。残土処分場の計画土砂満砂による閉鎖及び新規処分場の開設に伴う、運搬・処分方法の変更。さらに資材の物価変動等により請負金額を増額変更するためでございます。

はねていただきますと、資料をつけてございます。左側ページが工事の概要、右側ページが写真ということで。

まず、契約の締結につきます概要でございます。先ほどの説明以外に、工期につきましては、令和3年11月30日より令和6年3月15日ということで、今年度までの3年の債務工事ということでございます。

6番の工事概要でございます。

復旧延長が延長92.2メートルということで、土工の排土工、法面工、グラウンドアンカー工、集排水ボーリング工、排水工ということです。

今回はこの中でいきます土工の中の排土工、こちらに伴います残土、これの処分についての変更及び主要な資材でありますグラウンドアンカー工、これは法面を強固な地盤までボルトで固定することになります、その部分の部材の変更によるものというものが大きな変更の要因でございます。

右側のページでございますが、こちらは5月25日現在の写真を添付しております。

上段が上空から見た部分、下段が市道側から上面の法面を見た部分ということで、上段につきましては、写真下側が和田川と市道が通っておりまして、黒い点々がある部分がアンカーによる法面の補強部分。地山の上段ですけど、整地してあるように見えるところですけども、ここが上部の

排土をした部分ということになります。

下段の写真につきましては、道路部分から上面の法面を見た部分でございますが、見ていただくとおり、四角い黒い盤ですね、これがアンカーパネルといいまして、これをアンカーボルトで法面の補強のために地山に固定していくというような工事でございます。

今年度の工事は、現在、このアンカーが4列施工してありますけれども、まだこの下に2列の工事が残っている状況があります。こちらについても今年度施工ということで、年度内完成を目指して工事を進める予定でございます。

以上が概要でございます。

本契約の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番、野田でございます。変更の理由というところ、先ほど説明がございましたけれども、土砂が満杯になったということで、新たに処分場が必要になったというように解釈できます。だから、現行の処分場から新たなところへは、やはり、例えば距離が伸びたとか何かその他の事情があってこの変更が必要になったんだろうと思ひますが、その辺のことと、もう一つはこの値上げ分3,200万円が処分場に係る部分と、それとも、資材の物価変動に係る部分、若干、詳細な説明をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） まず、2点の御質問の1点目でございますが、残土処分場につきましては、これは当初契約の中で場所は白鳥町の六ノ里地内の処分場ということで予定して施工を進めてまいりました。ここにつきましては、郡上エコロジーさんが経営をしている処分場ということで、ここが、一応、本来の本工事以外の残土も入るわけですので、ここもいっぱいになったということで、ここに見合う別の残土処分場、こちらを準備をされているということで、距離的にはそんなに極端な距離はないんですけれども、施工中に結局満砂になったことで、一旦、土砂を仮置きして新しいところへ持っていくということで、要は、一回、運搬経路の中で一つ作業が増えるという形であります。こういった部分が一部の土砂について発生したということも今回の原因の一つということでございます。こちらにつきましては、残土の工事費の中でいきますと大体3割分ぐらいが残土処分の工事費の中で増えてきたという形になります。

もう一つは、先ほど言いましたアンカー、こちらの単価につくものでございますけど、こちらは主にそれぞれ構成の部分になりますけれども、こちらの部分の単価の変更が主なものになってくるということで、こちらは先ほど言いましたアンカーパネル、もう一つがそれを留めるアンカーボルトですけれども、こちらそれぞれが大体 20%から 27%程度、単価が上がってきたということになりますので、直接工事費で見ますと鋼材部分等が約 1,500 万円、残土につきましては約 670 万円相当が直接工事費で増額になったということで、これに経費も含めまして、先ほどの変更額の 3,200 万円増という内容になりますので、よろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第 68 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第 68 号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第 69 号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（田代はつ江） 日程 12、議案第 69 号 物品売買契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、議案第 69 号について御説明を申し上げます。

議案第 69 号 物品売買契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車購入）。

次のとおり、物品売買契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき、契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、水槽付消防ポンプ自動車の購入。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、4、5、6については、1ページおめくりいただいた右肩に「資料」とあるものがござい
ますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

物品名については省略をさせていただきます。

メーカーにつきましては、この車両につきましては株式会社日野自動車製の消防専用車種でござ
います。

2、納入場所、郡上市白鳥町為真 1189 番地 1、郡上市消防本部、郡上北消防署。

配備後につきましては、現在配備中の水槽付消防ポンプ自動車を南出張所へ配置転換。南出張所
に配備中のCD-1型的水槽付き消防ポンプ自動車を東詰所に配置転換をする予定でござい
ます。

契約金額については、7,623 万円（税込価格）でござい
ます。

4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。

5、納入期限につきましては、令和6年3月31日としております。

この設定につきましては、令和5年度の消防車両につきましては、令和4年度以上に供給の遅延
が予想されるということがありますので、納入期限を年度内いっぱいにさせていただきました。

6、物品の内容、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。車両につきましては、ハイルーフ
のダブルキャブ型、寒冷地仕様でござい
ます。

駆動方法については、四輪駆動の増トン仕様となっております。増トン仕様といえますのは、カ
タログに載っておりますベース車両が 11.3 トン、これに対しまして、消防専用車種として消防車
両の総重量 12 トン未満、予定では 11.99 トンを予定しておりますが、こちらまで引き上げるこ
とにより、資機材を約 700 キロほど余分に積むことが可能となってきます。

乗車人員につきましては、5名。前部に2名・後部3名の5名で出場する予定でござい
ます。

PTOにつきましては、水ポンプ用のPTO、非常用を含むということでござい
ます。

安全装置につきましては、ABSのアンチロック・ブレーキ以下、記載のとおりでござい
ます。

(2) 艤装。艤装につきましては、キャブサイドアルミステップや空気呼吸器内蔵型座席、また、
散光式赤色警光灯、電子サイレンアンプ、手動引出転回式三連はしご、放水銃などを装備して
おります。

これにより円滑な消防活動ができるとともに、この資料には記載してはございませんけれども、
ポンプと 2,000 リットルの水槽を装備し、圧縮空気泡消火装置、通称CAFS（キャフス）を備え、
積載水と併せて無圧水利、消火栓などの有圧水利により強力な放水が実施できます。この装置を使

用することにより、危険物施設などの油火災にも対応することができます。

それでは、次ページを御覧ください。

資機材につきましては、三連はしご、エンジンカッター、LED照明器具、熱画像直視装置などを備え、ホースについては65ミリ口径、1本当たり20メートルですが、耐圧1.6メガパスカル、これを14本、50ミリホースにしても同じく14本、40ミリホースにしても1.6メガパスカルのを12本というふうに購入を予定してございます。

また、参考図として外観図を記載しておりますので御参考までにお目通しをよろしく願いいたします。

また、記載してはございませんが、東詰所の更新される車両の化学車ではございますが、少し御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、化学車は、文字どおり、危険物火災などの化学物質の火災の場合のときに出場し、泡消火薬剤などで消火活動を行う車両でございます。

また、この郡上市に必要な化学消防車の台数ではございますが、消防力の整備指針、消防水利の基準における必要台数の算定によると、1台が必要となってきます。この中で、台数の決定については、消防危険物の施設の数、種類、規模、市町村の管轄面積、所々の配置状況などを勘案し、市町村の実態を考えた結果、1台というふうに決定しているのが現状でございます。

現在の東詰所配備の化学車の状況でございますが、今年度で導入より20年を経過し、走行距離は約2万3,000キロと少ないほうではございますけれども、経年劣化や融雪剤などにより車体に腐食が進んでいるのが現状でございます。

また、車両を販売した業者は廃業しておりまして、現在、ポンプ機器の故障への対応がなかなか難しいという状態で、やむを得ず他の業者に修理や点検を依頼しておるのが現状でございます。

また、費用についてはオーダー扱いとなり、高額、また、修理期間については長期の時間を要しておるのが現状でございます。経年劣化によるポンプ本体の機能低下も見られることから、現在までに数度の修理や部品交換などを実施した経緯がございます。正規のポンプ性能を引き出すことがなかなか困難な状態となっておりますので、活動中の機器の故障を懸念するところでございます。

なお、現在、これまでに危険物施設などによる火災出場の件数はございません。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 14番、兼山です。今、出動のあれはないと言われたんですけども、先般、春に和良で山林火災がございましたが、あのときにポンプ車が登はん中に前がつかえて

おって、そこで一旦停止して、それから登ろうと思ったら、クラッチが滑ってよう登らなかつたんですね。このことは、今の、要は旧年劣化した機械だったのか、あるいは、新規に購入される部分というのは、登はん度というのはどのくらいまであるのか、分かったら教えてください。

○議長（田代はつ江） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

先般、東詰所管内、和良町内の土京地内であった火災だと思われるんですが、こちらにつきましては、東詰所の車両につきましては問題なく走行し、放水のところまで消火作業を当たっております。

ただ、その揚水の圧力とかそういうものに関して、経年劣化により正規なポンプ圧が得られないということにはなっておりますが、そのときは正常に近い状態で放水することができました。

また、前方のほうに登れないというようなことでございましたが、駆動系につきましては、現状、クラッチが滑って上がれないということの報告は受けておりませんので、現場までは本部の化学車については到着をしたというふうに聞いております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 申し訳ない。私はそこで見ておりましたので、クラッチの焼ける臭いが充満して、そこで、前が空いているにもかかわらずそこで停止したということがあったんです。それは登はんを諦めたのか、停止した状態でできるというふうに判断されたかはわからないのですけれども、とにかくクラッチが滑ってかなり焼けた臭いがしましたので、そういう意味に関しては、登はん度というのはある程度確認しておく必要があるのかなとは思いました。

○議長（田代はつ江） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） ありがとうございます。そのような報告を東のほうからは私は受けておりませんでしたので、一度、現状を再度確認をし、皆様にお伝えしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第 69 号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第 4 号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程 13、議発第 4 号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第 170 条の規定により申出がありました。申出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第 3 号及び報告第 4 号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 14、報告第 3 号 令和 4 年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程 15、報告第 4 号 令和 4 年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての 2 件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。報告につきましては、できるだけ簡潔に要旨について報告をお願いいたします。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第 3 号 令和 4 年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書は昨年度中の議会と本年 3 月 31 日付の専決でお認めいただきました繰越事業について、実際に繰越した額と財源内訳を報告させていただくものでございます。

事業が多くございますので、事業名と翌年度の繰越額を読み上げます。

表の一番上で、庁用車整備事業、翌年度繰越額欄でございます、800万円、庁舎等整備事業 139万7,000円、長良川鉄道近代化整備事業 4,837万6,000円、行政ネットワーク機器更新事業 4,500万円、郡上偕楽園移転整備事業 1,393万3,000円、保育環境改善等事業 140万円、保育園施設整備事業 1,073万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ゼロ円、本年度の当初予算に計上いたしましたので繰越はございません。

郡上クリーンセンター大規模修繕事業 1,870万円、畜産担い手育成総合整備事業 1,968万3,000円、市単独土地改良事業 234万5,000円、森林環境税の森林経営管理事業 3,418万5,000円、生活保全林整備事業 203万5,000円、県単独林道整備事業 3,358万3,000円、市単独林道整備事業 300万円、過疎対策林道整備事業 626万7,000円、道整備交付金事業 3,695万円、山村強靱化林道整備事業 1,291万円、企業誘致関連整備事業 4,283万4,000円、新型コロナウイルス商工緊急対策事業 1億2,679万5,000円。

ページを改めます。

道路新設改良事業 1,140万1,000円、過疎対策道路整備事業 6,093万円、辺地対策道路整備事業 7,764万4,000円、社会資本整備総合交付金事業 1億1,772万7,000円、道整備交付金事業 9,679万2,000円、公共施設等適正管理推進事業 1,995万2,000円、道路メンテナンス事業 9,549万4,000円、急傾斜地崩壊対策事業 2,553万1,000円、河川自然災害防止事業 6,897万2,000円、避難者住宅支援事業 41万8,000円、消防活動経費 115万6,000円、消防団貸与被服等整備事業 186万8,000円、小学校統合整備事業 2億1,781万4,000円、八幡城天守耐震補強事業 6,117万2,000円、学校給食センター備品更新事業 701万2,000円、現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）はゼロ円で、年度内に事業を完了したために繰越しがございません。

現年補助災害復旧事業（林業用施設）1,760万円、過年補助災害復旧事業（公共土木施設）2億円。現年補助災害復旧事業（公共土木施設）2,758万5,000円で、合計 15億7,719万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 報告第4号をお願いいたします。

報告第4号 令和4年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営基本法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。

地方公営基本法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、資本的事業に係る分でございます。

ます。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、函渠建設改良事業、翌年度繰越額2,351万8,000円。
財源内訳といたしましては、国庫補助金476万9,000円、企業債1,440万円、損益勘定留保資金434万9,000円。

繰越理由といたしましては、汚水ポンプ設置工事におけるポンプ制御盤内の自動通報装置が製作品であり、製作に時間を要するため、年度内の完成が見込めなくなったものでございます。

次に、処理場建設改良事業、翌年度繰越額9,112万円、国庫補助金2,800万円、企業債5,830万円、損益勘定留保資金482万円。

理由といたしましては、コロナ禍による半導体不足の影響で部品供給の遅れが生じ、機器の製作に時間を要する状態となり、納入までに不測の日数を要するため、年度内の完成が見込めなくなったものであります。

では、下の表でございます。

収益的事業に関わるものでございます。地方公益企業法第26条第2項、ただし書の規定による事故繰越額。

1 下水道事業費用、1 営業費用、処理場施設機器修繕事業、翌年度繰越額385万円。

財源内訳としましては、損益勘定留保資金385万円。

理由といたしましては、コロナ禍による半導体不足の影響で部品供給の遅れが生じ、機器の製作に時間を要する状態となり、納入までに不測の日数を要するため、年度内完成が見込めなくなったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号及び報告第4号の報告を終わります。

◎報告第5号について（報告・質疑）

○議長（田代はつ江） 日程16、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

勝水郡上借楽園長。

○郡上借楽園長（勝水崇博） 報告第5号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきますと専決第1号となります。

専決処分書。和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和5年5月19日となります。

損害賠償による和解の内容ですが、令和4年12月7日午後7時ごろ、郡上偕楽園正面玄関において、相手方が歩行中に体勢を崩され、転倒し、骨折した。令和4年12月7日から翌年1月28日まで入院し、退院後5月8日まで通院にて治療を行った。市は示談により、下記金額で損害を賠償する。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額は13万2,771円です。全職員に対して再発防止に努めるよう注意喚起を行いました。申し訳ございませんでした。

○議長（田代はつ江） 以上、報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 14番です。この相手方の方は、要は通所されとったんですか、入所されとったんですか。そういう関係はどうなんですか。

○議長（田代はつ江） 勝水郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（勝水崇博） ショートステイを御利用になられている方で、退所中の事故でございます。

○議長（田代はつ江） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第5号を終わります。

◎議報告第5号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程17、議報告第5号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

◎議報告第6号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 18、議報告第6号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、委員長から別紙写しのとおり提出され、承認いたしましたので、お目通しを頂き、報告に代えます。

◎議報告第7号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程 19、議報告第7号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）を議題といたします。

例月出納検査の結果の報告が監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

6月5日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞さまでございました。

（午前11時18分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 田 中 義 久

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員